

入 札 説 明 書

令和7年11月10日千葉市公告第860号により公告した住居地等記録端末導入業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

住居地等記録端末導入業務委託

(2) 業務概要

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

本市が指定又は承認する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和2年度から令和6年度の間、本市又は国、都道府県若しくは他の地方公共団体において、同種の業務を履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 2（3）の要件を満たしていることを証する資料（※契約書、仕様書の写し等）

(2) 入札参加資格確認申請書等の配付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「業務委託」

<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anzen/itaku/index.html>

に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年11月19日（水）まで

(4) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、提出締切日の前開庁日（令和7年11月18日（火））午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を令和7年11月21日（金）までに発送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 質問書の様式

「入札参加資格に関する質問書」（様式2）を用いること。

イ 提出期間

公告の日から令和7年11月12日（水）午後5時00分まで

ウ 提出方法

後記11の契約事務担当課へ電子メールにて提出すること。その際、件名は「【住居地等記録端末導入業務委託】入札参加資格に関する質問」とすること。

エ 質問に対する回答期限

令和7年11月14日（金）

オ 回答方法

電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」(様式3)を用いること。

イ 提出期間

公告の日から令和7年11月14日(金)午後5時00分まで

ウ 提出方法

後記11の契約事務担当課へ電子メールにて提出すること。その際、件名は「【住居地等記録端末導入業務委託】仕様書に関する質問」とすること。

エ 質問に対する回答期限

令和7年11月18日(火)

オ 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に対して電子メールで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和7年11月26日(水) 午前10時00分

場 所 千葉市役所 本庁舎8階 M801会議室

※入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札書類

ア 入札書(様式4)

イ 委任状(様式5)(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

ウ 経費内訳明細表(様式7)

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本業務にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書類の提出方法

ア 入札書類の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

イ 入札書は、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ 郵送による入札の場合は封筒を二重とし、入札書の中封筒に入れ、密封すること。

表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、入札日の前開庁日(令和7年11月25日(火))の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

エ 入札日前日までの持参による提出の場合は、封筒を二重とし、入札書の中封筒に入れ、密封すること。表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに、入札日の前開庁日(令和7年11月25日(火))の午後5時00分までに提出すること。

なお、入札日当日は入札時間以外の提出は認めない。

(5) 無効となる入札

- ア 本書に定める入札書類等に虚偽の記載を行った者の入札
- イ 千葉県契約規則（昭和40年千葉県規則第3号）第16条の規定に該当する入札
- ウ 郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札
- エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- オ 入札の心得（入札説明書付録）中の「3. 無効となる入札について」に該当する入札
- カ その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札保証金

要。ただし、千葉県契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉県契約規則第7条による。

(7) その他留意事項

- ア 入札参加にあたっては、入札の心得（入札説明書付録）を熟読すること。
- イ 入札の際には、入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

7 落札者の決定方法等

千葉県契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（様式5）。

9 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、前回の入札で無効とされた者は参加できない。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課にて閲覧できる。

1 1 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市市民局市民自治推進部区政推進課戸籍住基システム班
電話 043-245-5134

1 2 その他

(1) 費用負担

入札参加に必要な費用は、すべて入札者の負担とする。

(2) 入札書類の取扱い

提出された入札書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。